

聖 監 第 30 号

令和 7 年 8 月 29 日

聖籠町上下水道事業

聖籠町長 西脇 道夫 様

聖籠町監査委員 小 林 勝 治

聖籠町監査委員 中 村 恵美子

令和 6 年度聖籠町水道事業の決算に係る審査結果及び意見書の提出について

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付された令和 6 年度聖籠町水道事業の決算及び同条第 1 項の書類について、別紙のとおり審査結果及び意見書を提出します。

別紙

令和 6 年度聖籠町水道事業の決算に係る審査結果及び意見書

地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により審査に付された令和 6 年度聖籠町水道事業の決算に係る事業報告書、決算報告書、財務諸表及び附属明細書（以下「事業報告書等」という。）並びに証書類等について、次のとおり審査結果及び意見を付する。

記

- 1 審査の対象 事業報告書等及び証書類等
- 2 審査の期日 令和 7 年 7 月 22 日（火）
- 3 審査場所 聖籠町役場監査委員室
- 4 審査の実施内容

事業報告書等の記載事項が法令に適合し、かつ正確であるか証書類等によって確認するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取する等により審査を実施した。

- 5 審査の結果

地方公営企業法に基づき、決算に係る事業報告書等の審査を行った結果、当該事業報告書等は令和 6 年度の財産及び損益の状況を全ての重要な点において法令、規程、会計慣行等に基づき適正に表示しているものと認める。

また、事業に係る経営管理についても、法令に適合し、適正に運営されているものと認める。

なお、以下の事項について意見を付する（文中、金額については千円未満四捨五入により記載）。

- (1) 財政の健全化について

令和 6 年度損益計算書によると、純損失は 35,184 千円となっている。営業収益 246,470 千円から営業費用 290,879 千円を控除した営業損失が 44,410 千円となっており、この損失を営業外収益として水道加入金 5,660 千円、長期前受金戻入 12,440 千円などにより営業損失を補填しても 35,184 千円の経常損失となっている。また、未処理欠損金が令和 6 年度末で 499,816 千円と多額である。

収支のうち、資本的収支をみると、収入として企業債発行 12,400 千円、支出としては、配水管工事費等施設改良費 37,956 千円、企業債償還金 18,649

千円等、支出合計 56,605 千円となっており、収入から支出を控除すると 44,205 千円の不足が生じている。令和 6 年度末の企業債未償還残高は 299,427 千円（前年度 305,676 千円）と新規借入をしつつも企業債未償還残高は減少している。

将来的には、水道料金収入が人口減少、節水意識の向上に伴う使用料の減少により減収することが想定されるため、施設の維持管理費、老朽化した施設の更新事業に要する経費の増加により財政的に厳しい状況である。

聖籠町水道事業ビジョンの中で、令和 13 年度には料金改定が必要になる見通しであるが、引き続き、財政状況とバランスの取れた効率的で計画的な事業経営を進め、安心して飲める水を安定して供給できるよう健全な経営を目指していくことを望む。

(2) 事業の健全化、効率化について

事業の健全化、効率化等を示す経営指標は、有収率 89.37%（第 5 次聖籠町総合計画目標値 90%、前年度比 0.95 ポイント減）、経営の健全性を示す経常収支比率 88.59%（水道事業ビジョン目標値 100%以上、前年度比 4.73 ポイント減）、料金回収率 83.28%（水道事業ビジョン目標値 100%、前年度比 3.81 ポイント減）、施設の更新需要や老朽化の状況を示す指標である有形固定資産減価償却率 74.06%（前年度比 1.27 ポイント増）など、概ね良好ともいえるが、引き続き、目標数値等になるよう効率的な事業活動、計画的な更新工事等の実施に努められたい。

以上